農地海岸・地すべり防止施設DB開発等業務提案書評価基準

1 基本的な考え方

- (1) 委託候補者の選定に当たっては、技術提案実施公告に定める技術提案参加資格を有する者から、申請された技術提案書、見積書に基づき、次に掲げる項目について採点するものとする。
- ア 提案内容の評価

「提案評価表」(別紙)に基づき、提案内容を評価し、「内容点」を与える。

イ 価格の評価

「提案評価表」(別紙)の計算式に基づき、価格を評価し、「価格点」を与える。

なお、「価格点」の算定にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目 を四捨五入する。

- (2) 評価の方法及び委託候補者の決定方法
 - (1)により評価した内容点、及び価格点の合計点数が最も高い者を委託候補者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
- ア 技術提案実施公告に示した条件を満たしていない場合、及び見積価格が契約限度額を超過している場合
- イ 提案内容の評価の結果、評価委員全員の内容点の合計が配点の2分の1未満である場合
- (3) 総合点の最も高い者が同点により2者以上あるときの対応
- ア 総合点の最も高い者のうち、内容点が最も高い者を委託候補者とする。
- イ アにおいて、内容点が最も高い者が複数いた場合は、委員長の合計点が高いものを委託候補 者として決定する。
- (4) その他

委託候補者の要件を満たす者がいない場合は、再度企画提案実施公告を実施するものとする。

2 提案内容評価の方法

提案評価表(別紙)の「1内容点」に基づき総合的に審査し、「評価の方法」により得点化する。 各選考委員の評価結果の満点を60点とし、得点は4名の評価結果の合計で240点を満点とする。

3 価格評価の方法

提案評価表(別紙)の「2価格点」に基づいて得点化し、20点を満点とする。



提案評価表

1 内容点

	記載事項	評価基準	評価	配点 (各委員)	配点 (合計)
1	委託業務を実施するに 当たっての基本的方針	・委託業務の内容を理解し、基本方針が的 確に示されているか。		5	2 0
2	委託業務実施体制	・従事者の配置人数、構成は、委託業務を正確かつ効率的に実施できる体制であるか。・業務責任者の責任方法及び役割は、適切なものとなっているか。・県との連絡体制及び連絡方法は正確かつ効率的なものとなっているか。		1 0	4 0
3	委託業務の方法	・実施方法の内容は、委託業務を正確かつ 効率的に実施できるものであるか。 ・県が求めるシステムを確実に納品でき るとともに、既存データの移行作業や本 システムの初期環境を構築することが できるか。		1 5	6 0
4	業務支援の内容	・本システムの基礎的な使用方法についてのマニュアルや動画を提供するなど、 県職員等の使用について考慮されているか。・システム構築後の使用者のサポート及び、システムの保守作業など、十分な業務支援の体制が整っているか。		1 5	6 0
5	業務実績	・国や他の地方公共団体において、同種の業 務内容 (システムの構築・サポート等) を 行ったことがあるか。		5	2 0
6	追加で提案する業務	・追加で提案する業務について、その内容が的確に示されているか。また、その業務は本事業の目的に資するものか。 ※別途費用が必要な業務については、評価の対象としない。		5	2 0
7	その他(アピールする事項等)	・業務受託に際し、アピールすべき事項、 委託業務に関するノウハウ、優位性、強 みなどはあるか。		5	2 0
			6 0	2 4 0	

●評価の方法

1 内容点

・企画提案書の記載内容に基づき、各委員60点満点で得点化する。

判断基準	配点 15	配点 10	配点5
・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、特に的確である。・提案内容が特に優れている。	15	10	5
・提案内容が当該評価項目についての十分な理解・認識があり、的確である。 ・提案内容が優れている。	12	8	4
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識がある。 ・提案内容が標準的である。	9	6	3
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識がやや認められる。・提案内容がやや劣っている。	6	4	2
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識が認められない。・提案内容が劣っている。	3	2	1
・提案内容が当該評価項目についての理解・認識に問題がある。・提案内容について記述がない。	0	0	0

2 価格点

・見積額の評価は、20点を満点とし、次のように算定する。

価格点=20× (1-見積価格/予定価格)

※見積価格及び予定価格は消費税及び地方消費税の額を含む。